

令和 7 年 1 月 28 日

飯塚市長 武 井 政 一 様

飯塚市個人情報保護審査会

会長 井 上 道 夫

審査請求に係る答申書

令和 7 年 1 月 7 日付 6 飯総総第 360 号で諮問を受けた特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る諮問について、次のとおり答申します。

記

1 諮問内容

寄付金税額に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務の全項目評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項に基づく第三者点検

2 答申の内容

別紙のとおり

## 1 審査会の結論

寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務の全項目評価書(案)(以下「本件評価書」という。)については、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)第10の1(2)に定める適合性及び妥当性の観点から点検した結果、指針に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当であることを認める。

## 2 本件評価書の審査内容

審査会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性(実施手続等に適合した評価を実施しているか)及び妥当性(評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか)について、次のとおり審査を行った。

### (1) 本件評価書の事務の概要

特定個人情報ファイルの名称	特例申請情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由	寄附者の住所所在地の市区町村長に寄附金控除に係る申告特例通知をするため、特定個人情報ファイルを取り扱う。
対象人数	約378,000人
取扱者数	約60人

### (2) 適合性について

次のとおり、指針に定められた実施手続等に適合した評価を実施していると認められる。

#### ア しきい値判断

寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの対象人数は30万人以上であることから、全項目評価を実施することは、指針に適合している。

#### イ 実施主体

評価対象となる特定個人情報ファイルは飯塚市長が保有するものであることから、評価実施主体が飯塚市長であることは、指針に適合している。

#### ウ 公表しない部分

特定個人情報保護評価指針第5の3(4)においては非公表とできる項目はあるが、本件評価書に公表しない部分はないことから、問題は認められない。

#### エ 実施時期

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項に定められた評価書を公示し、広く国民の意見を求めた後、特定個人情報保護評価に関する

規則第 7 条第 4 項において、「得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして相当と認められる者の意見を聴くものとする。」となっている。次に記す住民の意見聴取後に特定個人情報保護評価の実施を行ったものであることから、実施時期は指針に適合している。

#### オ 住民の意見聴取

令和 6 年 11 月 14 日から令和 6 年 12 月 13 日までの間、住民からの意見聴取を実施し、意見の提出がなかった。意見を聴取する期間についても 30 日以上実施しており、指針に適合している。

#### カ 指定様式で求められる全項目の検討、記載

指定様式で求められる全ての項目について検討、記載していることから、指針に適合している。

### (3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しており、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### ア 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署

特定個人情報保護評価の対象となる「寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務」を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができることから、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### イ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載

事務の内容の記載は具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載していることから、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### ウ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクの特定

特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づきリスクを特定し、具体的に記載していることから、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### エ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載

特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について、具体的に記載していることから、

特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### オ 記載されたリスクを軽減するための措置

特定個人情報の入手や使用、特定個人情報ファイルの取扱いを委託した際のリスク対策について、職員等によるヒューマンエラーや委託に係るリスクに対する措置を抽出し、具体的に記載している。個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

#### カ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言しており、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当である。

### 3 付言事項

特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導、監督を徹底するとともに、特定個人情報の保管及び消去については、使用する記録媒体に応じたリスク対策を確実に講じ、漏えい、滅失、毀損等の発生の防止に万全を期すことが引き続き求められる。

また、市民等からの意見聴取において、市のホームページ等で周知を実施したことは、指針が定める実施手続等に適合しているが、市民等からの意見提出が皆無であったことから、より広く周知されるよう周知方法や提出手法の改善に引き続き努める必要がある。

さらに、評価書については実態に合わせた内容になるよう適宜見直しを行うこと、及び評価書に記載のリスク対策等は確実に実施することが求められる。

### 4 審査会委員

会 長 井 上 道 夫  
副会長 安 藤 茂 友  
委 員 岡 松 明 人  
委 員 田 中 美奈子  
委 員 藤 岡 希 美